



# 広報

2月号 No. 172

# おんが

発行 昭和50年2月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



門鉄より遠賀町に貸与されたSL機関車

(新町遠賀バイパス橋下にて)

### 人のうごき (1月の住民基 本台帳から)

人口	10,307人	(+45)
男	4,923	(+26)
女	5,384	(+19)
世帯数	2,831戸	(+12)

( ) 内は前月比

### 2月のこよみ

- 三日 節分
- 四日 立春
- 八日 事始め、針供養
- 十一日 建国記念の日
- 十七日 伊勢神宮祈年祭
- 二十八日 全国火災予防運動



### 遠賀町標準小作料設 定(改訂)について

昭和四十五年十月一日に施行された改正農地法は、新しい農地の賃貸借を促進する趣旨から農地賃貸借の規制の緩和について多くの措置を講じましたが、そのひとつとして、その日以降に権利が設定される農地賃貸借については、小作料は当事者の自由な契約によって定めることができるようになりました。

法改正によって、改正法施行の際、現に権利が設定されていた小作人が個人である小作地を除いて小作料の統制が廃止されたからである。現在なお統制が継続されている旧くからの小作地の場合も、小作人の経営に急激な変化を与えないための期間をかきつた統制の継続で、昭和五十五年九月三十日かきり、小作料の統制はすべて廃止されることになっています。

このように、今後の農地賃貸借についての小作料は、借手と貸手が話しあっておたがいに納得できる金額で契約を結ぶはよいのですが、しかし農地を貸し借りすること自体は、所有農地を耕作しきれない農家と、自作地だけでは不足している農家のお互いの利益にな

るとしても、小作料については、貸手と借手の利害はやはり対立する面があります。貸手は小作料が高いことを、借手は安いことを望むのは当然だからです。

そこで、改正農地法は、両当事者が小作料について契約を結ぶ際の、目安となるべき「小作料の標準額」を農業委員会が定めて公示しうることを改正法第二十四条の二で定めています。

この「小作料の標準額」を参考として農地賃貸借の両当事者が個々の賃貸借の小作料を定めれば、公平でもあり、農業の発展にとっても好ましいというような権威ある「小作料の標準額」の設定を行うことが農業委員会に求められているわけです。

そこで、改正農地法が施行された次官通達により四十五年度と四十六年度の二年にわたって、全国で二、八九一の農業委員会が標準小作料の設定、公示を終りましたがその後三年を経過したこと、経済事情にもかなりの変化が生じていることから、農林省は、四十九年度中に、全国にわたって、新規設定を含めてその改訂等を行うこととしており、本町におきましても農家各位のお役にたつよう、適切な方法と内容をもって設定、公示をいたしたいと思っております。

### 「少年を守る日」の設 定についてのお知らせ

警察署では、今年から毎月第三水曜日を「少年を守る日」に定め

少年非行の未然防止に努めることにいたしました。「少年を守る日」は地域住民のかたの少年非行に対する理解と関心を高め、地域ぐるみで非行防止活動の飛躍的伸

長を図ろうというものです。折尾警察署では、昨年は昭和四十八年中より十七人多い三百二十七人の

犯罪少年を検挙補導しました。又犯罪までにはいたらない不良行為少年は百七十五人も多い八百四十九人を補導しました。これら少年

犯罪は最近特に悪質化集団化しております。また一方罪を犯したこれらの少年のうち四十一%に当る百

三十三人は中学生であるというように犯罪少年の傾向が目立っております。非行を犯そうとする少年

非行を犯した少年を一人でも多く発見し補導育成し救ってやることは私たち大人の重要な責任と思っておりますので皆様がたのご協力を切にお願いいたします。

### 火災から老人と子供 を守るために

「火災の死者のうちで目だ

いるのが老人や小さい子供」老人や子供は、火災に気づいてもどうしたらよいか判断がつかず逃げおくれたり、老齢のため良体の自由がきかず亡くなる例が多くあります。

老人などのいる家庭や隣近所ではいざというとき早く避難させるにはどうするかを具体的に決めておくことが大切です。

#### ポイント

1 老人や子供は一階などの安全な場所にねかせる。  
2 老人子供だけを残して外出することは、できるだけ避け、外出する時は隣近所に頼んでおく。

3 又いざという時のために逃げ口を教えておく。  
4 ねたきりや一人ぐらし老人のいる隣近所では避難方法を具体的に決めるなど協力的体制をつくっておく。

5 ねたきりや一人ぐらし老人の家には、つとめて隣近所と運動する。非常ベルなどをそなえ、火災を早く知らせるようにしておく。

6 ねたきりや一人ぐらし老人の家には、つとめて隣近所と運動する。非常ベルなどをそなえ、火災を早く知らせるようにしておく。

7 ねたきりや一人ぐらし老人の家には、つとめて隣近所と運動する。非常ベルなどをそなえ、火災を早く知らせるようにしておく。

8 子供の手がとどくところにマツチやライターなどをおかない。また火の恐しさを十分教える。  
9 寝具、カーペット、カーテンなどはつとめて防炎性のものを使

用する。

※最近プロパンガスの事故が多発して多くの死傷者が発生しています。ガスの取り扱いについて次の事項に充分注意しましょう  
1 外出時や寝るときは元せんをしめること。  
2 ガスこんろを使っているときは離れない。  
3 ガスこんろの周囲に燃え易いものをおかない。  
4 ガスもれの点検を行う。  
5 ボンベは安全な所におき転倒防止及び日よけを設けること。

### ガソリン無鉛化に伴う 農業機械対策について

ガソリンの無鉛化は、環境汚染防止対策として鉛公害防止対策上極めて重要であり、昭和四十九年九月三十日省議決定がなされ、昭和五十二年二月一日から無鉛レギュラーガソリンの生産供給が開始され農業機械(耕うん機、テトラ田植機等)に無鉛ガソリンを使用すると排気バルブシートが急速に摩耗し、甚だしい場合エンジンにシリンダーヘッドの交換は技術的に不可能に近くエンジンの全面交換が必要となります。

尚完全無鉛化の実施時期は五十年四月を目途とし、未対策のエンジンを動力源とするものは鉛ガソリンと混合使用を必要とします

### 所得税の申告と納税 は三月十五日まで

所得税の確定申告の期間は二月十六日から三月十五日までです。期限におくれないよう申告と納税をお願いします。

「自分の所得は自分で正しく計算し申告する」という申告納税制度の趣旨にそって、税務署から日時を指定した案内はいたしませんので、申告のことでおわかりにならないかたは、税務署、役場又は税務相談所(遠賀町商工会)をご利用下さい。

なお、どうしても相談して申告したいかたは三月五日、三月六日の二日間遠賀町公民館(九時から十六時まで)に係官が派遣されま

すのでご利用下さい。  
◎確定申告をしなければならぬ人

一、事業所得や不動産所得などがある人の場合  
(一)一般の人の場合

四十九年中の各種の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除を差引き、その金額を基として算出した税額が配当控除よりも多い人

二、給与所得がある人の場合  
(一)四十九年の給与の収入金額が

八〇万円をこえる人  
(二)給与を一ヶ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が一〇万円をこえる人  
(三)給与を二ヶ所以上から受けている人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が一〇万円をこえる人

四、家事使用人や外国の在日公館に勤務する人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなつて

いる人  
田同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与のほか、貸付金の利子、店舗、工場などの賃借料、機械、器具の使用料などの支払を受けている人

五、災害を受けた人で、四十九年の給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

三、資産所得の合算課税を受ける人の場合  
前の一、二、にあてはまらない人でも、資産所得について合算課税の適用を受ける人は、申告しなければなりません。

四、退職所得がある人の場合  
退職所得については、通常は

申告する必要はありませんが、退職金の支払を受ける際に、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、二〇%の税率で所得税を源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が正規の税額よりも少い人などは申告しなければなりません。

◎町県民税の申告は三月十五日まで  
町県民税の申告については、後日申告書を個人あて配布し期日を指定して、左記のとおり申告相談を実施しますので、できるだけ指定された期日に、おいで下さるようお願いいたします。(所得税の確定申告をされたかたは、町県民税の申告の必要はありません)

◎町県民税の申告をしなければならぬ人  
(一)昭和五十年一月一日現在遠賀町内に住所を有する人で  
(二)商業、農業、その他の事業を営む人や、地代、家賃、配当利子などの所得のある人や、その他の資産を譲渡した人で昭和四十九年中の各種の所得がある人は申告しなければなりません。

(二)給与所得の人は通常の場合には申告する必要はありませんが次のような特別な人は申告しなければなりません。  
(三)給与所得のほかに農業所得

地代、家賃、配当など給与以外の所得がある人はすべて申告をしなければなりません。  
(四)所得税の源泉徴収を受けなかった人(例えば農閑期等に働いて得た賃金収入などがある人)  
(五)雑損控除や医療控除を受けようとする人

午前九時から午後五時まで  
(日曜、祭日、土曜日の午後を除く)

### 税務だより

税金の還付を受けるための申告はお早めに!!  
税金の還付をのけるための確定申告は二月十六日以前でも受付します。早く申告すれば、税金の還付も早くうけられますので、早めに申告をすませて下さい。  
(確定申告をすれば税金がもどる人)  
一、給与所得者で雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる人  
二、少額所得者で利子、配当、原稿料等の収入の少ない人  
三、給与所得者で年途中で退職し、再就職をしなかった人  
四、予定納税をしている人で確定申告をする必要がなくなった人  
五、給与所得者で年末近くに結婚したり、子供が生まれて年末調整までに届出が間に合わなかった人  
六、外交員の報酬等で、収入金額の比較的少額な人  
なお、詳細については若松税務署(電話七六一―二五三六)へお問合せ下さい。

### 固定資産台帳の縦覧のお知らせ

三月一日から三月二十日まで  
地方税法第四一五条の規定により、昭和五十年年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供します。関係者は同期間中に閲覧されるようお知らせいたします。

#### 記

- 一、縦覧期間  
昭和五十年三月一日から昭和五十年三月二十日まで
- 二、縦覧場所  
住民課係
- 三、縦覧時間

# 今月の税金 固定資産税 第四期分

納期限 二月二十五日まで  
期限内に完納しましょう

農業委員会委員選挙人名簿  
の縦覧のお知らせ

- 一、縦覧期間 2月23日～3月9日(15日間)
- 二、時間 8時30分～17時まで
- 三、場所 遠賀町役場

成人式の記念品について

去る一月十五日の成人式に欠席された方の記念品をお渡しいたしますので、遠賀町教育委員会(役場二階)までお越し下さい。代理人でも結構です。

確定申告の案内について  
納税相談

当相談所で税金についての相談や税務書類の作成をしています。どなたでも御気軽にお出で下さい。当所で申告された方は、税務署へお出かけになる必要はありません。 ※遠賀町商工会税務相談所

TEL 三一〇一六五

赤い羽根 募金御礼  
歳末助け合い

昭和四十九年度の赤い羽根共同募金、及び歳末助け合い募金につきましては、皆様方の温いご援助により多額の募金をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。 赤い羽根募金額 五五四、六三五円 歳末助け合い募金額 一一〇、三〇七円

鳩の放し飼いで

最近田畑に土鳩による農作物の被害が目立って増えています。被害防止のため一月より三月まで土鳩の駆除を行います。伝書鳩などを飼っておられる方は注意して下さい。なお、田畑に降りている鳩は土鳩とみなして駆除いたしますので申し添えます。

第一回日本青年海外協力隊OB  
及び「青年の船」乗船者報告会

一、場所 町公民館広間  
二、日時 二月二十一日(金) 十時

三、内容。ネパールの神々たち。 若い力への道。 七三〇日の青春を上映。 (協力隊OB帰国報告者と国別) 野田 昌之 フィリピン 山本 弘 ラオス 畠中ミヨ子 ネパール 栗原 徳明 タンザニア 原 善治 エルサルパトル 花田 寛道 フイリピン (留学生四名(インド、パキスタン、ラオス、台湾) テーマ 我々から見た日本人

通信講座のお知らせ

職業訓練大学校では、通信制による二級技能士訓練課程を開設しすでに多数の修了者が二級技能検定学科試験免除の資格を得ています。

- 募集科 機械科外二十八科
  - 受講料 一ケ年 四、〇〇〇円
  - 期間 一ケ年
  - 申込 随時
  - 特典 修了者には受講した訓練科の二級技能検定学科試験が免除
- お問い合わせと申込受付は 八幡総合高等職業訓練校 北九州市八幡西区穴生三丁目 千八〇六

TEL 〇九三三六四一―四九〇 六・六九〇九へどうぞ。

同和地区出産助成金支給制度のお知らせ

福岡県では同和对策の一環として、同和地区住民の出産に対し、助成金を支給する制度ができました。昭和四十九年四月一日以後に出産された方は役場の同和对策室に問合せの上、申請手続きをされますようお願いいたします。

毎月の検診のお知らせ

実施場所 役場保健室  
▽乳児相談日 毎月第3月曜日 午前10時～11時まで

検診種目 体重、身長測定  
育児相談

▽成人老人検診 毎月第3月曜日 午後1時30分～3時まで

検診種目 検尿 血圧測定

遠賀町空手教室からの  
お知らせ

さきに町報においてお知らせ致しましたが、本町におきましても空手教室を開催致しております。心身の鍛錬健康の保持増進等には最適なスポーツです。老若男女を問いませんので多数御参加下さい。

一、練習日時 毎週二回(水、日 曜) 午後六時～八時

一、練習場所 公民館ホール  
尚、その他詳細についてはTEL 三三二二二番へ問合せ下さい



英彦山霧氷鑑賞バスハイク

遠賀山友会も発足して一年数ヶ月、会員も三十名に増え、ようやく山岳会としての活動も軌道に乗ってまいりました。本年もさらに会員だけでなく一般の皆様達にも山に登る事の楽しさを味わっていただくための機会を数多く計画したいと思っております。つきましては次の通り、第四回バスハイクを計画していますので、御家族ぐるみ多数御参加下さい。

期日、2月16日(日) 目的地、英彦山、集合場所、遠賀川駅前、集合時間、午前7時30分、参加費用、一、五〇〇円、問い合わせ及び申し込み先、今橋書店(TEL 〇九三三九一三三〇三八) 締切、定員になりしだい、持って行く装備、毛手袋、毛靴下、帽子、セーター、ヤッケ、登山靴(キャラバンシューズ)、弁当、水筒、タオル、ビニール袋、健康保険証